

## 序章 環境影響評価書の目的と経緯



## 序章 環境影響評価書の目的と経緯

### 1. 環境影響評価書の目的

本書は、埼玉県環境影響評価条例（平成6年埼玉県条例第61号）に基づき、令和4年12月19日知事に提出された「川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業 環境影響評価準備書」（以下、「準備書」という）の記載事項について、住民等の意見及び知事意見の内容を踏まえて検討を加え、埼玉県環境影響評価条例に基づき「川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業 環境影響評価書」（以下、「評価書」という）として取りまとめたものである。

### 2. 評価書作成までの経緯

評価書作成までの経緯は、表-1に示すとおりである。

表-1(1) 評価書作成までの経緯

項目	年月日	備考
調査計画書の提出	令和元年6月14日	都市計画決定権者→知事
関係地域決定の通知	令和元年6月19日	知事→都市計画決定権者 関係地域：日高市、鶴ヶ島市、坂戸市、川越市、飯能市、毛呂山町
調査計画書公告・縦覧	令和元年6月25日 ～7月25日	公告 令和元年6月25日 縦覧 令和元年6月25日～7月25日 縦覧場所 埼玉県環境政策課 埼玉県立図書館 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 埼玉県政情報センター 日高市都市計画課 鶴ヶ島市生活環境課 坂戸市環境政策課 飯能市環境緑水課 毛呂山町生活環境課 日高市立図書館 坂戸市立中央図書館 飯能市立図書館 毛呂山町立図書館
調査計画書に関する住民説明会	令和元年7月2日 令和元年7月5日 令和元年7月6日 令和元年7月8日 令和元年7月11日 令和元年7月12日	毛呂山町 東公民館 飯能市 精明地区行政センター 日高市 高萩北公民館 川越市 霞ヶ関西公民館 坂戸市 入西地域交流センター 鶴ヶ島市 西市民センター

表-1(2) 評価書作成までの経緯

住民等の意見の提出	令和元年6月25日 ～8月8日	意見書1件
技術審議会第1回小委員会	令和元年7月22日	現地視察及び調査計画書概要説明、 質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和元年8月22日	
知事意見受理	令和元年9月18日	知事→都市計画決定権者
調査計画書記載事項変更に係る 手続き等免除承認申請	令和4年11月18日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和4年12月2日	知事→都市計画決定権者
準備書の提出	令和4年12月19日	都市計画決定権者→知事
準備書公告・縦覧	令和5年1月10日 ～2月10日	公告 令和5年1月10日 縦覧 令和5年1月10日～2月10日 縦覧場所 埼玉県環境政策課 埼玉県立図書館 埼玉県西部環境管理事務所 埼玉県東松山環境管理事務所 埼玉県政情報センター 日高市市街地整備課 鶴ヶ島市生活環境課 坂戸市環境政策課 飯能市環境緑水課 毛呂山町生活環境課 日高市立図書館 坂戸市立中央図書館 毛呂山町立図書館
準備書に関する住民説明会	令和5年1月24日 令和5年1月27日 令和5年1月28日 令和5年1月30日 令和5年2月2日 令和5年2月3日	毛呂山町 中央公民館 飯能市 精明地区行政センター 日高市 高萩北公民館 川越市 霞ヶ関西公民館 坂戸市 入西地域交流センター 鶴ヶ島市 西市民センター
住民等の意見の提出	令和5年1月10日 ～2月24日	意見書0件
技術審議会第1回小委員会	令和5年3月2日	準備書の説明及び質疑応答
第1回環境影響評価 庁内調整会議	令和5年3月16日	準備書の説明及び質疑応答
技術審議会第2回小委員会	令和5年3月30日	都市計画決定権者の見解説明及び質 疑応答
公聴会	令和5年4月25日 令和5年4月26日	公述の申し出がなかったため全会場 中止
第1回埼玉県環境影響評価 技術審議会	令和5年4月26日	準備書の説明及び質疑応答
知事意見受理	令和5年6月14日	知事→都市計画決定権者
準備書記載事項変更に係る手続 き等免除承認申請	令和5年8月9日	都市計画決定権者→知事
同申請承認	令和5年8月25日	知事→都市計画決定権者

### 3. 評価書における準備書からの変更

準備書に対する住民等の意見、知事意見や準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書の内容などを踏まえ、環境影響評価に係る記述の追加・修正を行った。追加・修正の理由は表-2に、主な修正事項は表-3に示すとおりであり、誤字・脱字等の軽微な訂正については記載していない。

表-2 追加・修正の理由

区分	内容
A	知事意見あるいは技術審議会の指摘事項に対応して追加・修正を行った。
B	内容の充実または分かりやすくするために、文章等の追加・修正を行った。
C	事業計画の変更に伴い、修正を行った。

表-3 準備書からの主な追加・修正事項とその内容

項目	追加・修正内容	該当ページ	区分
第2章 都市計画対象事業の目的及び概要 2.6 都市計画対象事業の実施方法 2.6.2 進出予定企業の業種及び想定建築計画	景観や日照障害等の予測条件となっている想定建物規模を設定する際の考え方を追記した。	2-7	A
2.6 都市計画対象事業の実施方法 2.6.3 造成計画	土量バランスを図ることが一見して分かるようにするため、構造物残土量を追記した。	2-12	A
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法 8.3 項目選定の理由及び根拠	史跡・文化財の項目を選定した理由が、計画区域内の現況と異なった内容となっていたため記載を修正した。	8-4	A
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果 10.10 生態系	着目種として選定したタヌキの生態について、出典の変更及び記載内容を修正した。	10.10-8	A
10.16 廃棄物等	埼玉県産業廃棄物に関する指導部署及び温室効果ガス削減の観点からの記載を追記した。	10.16-13	A
	温室効果ガス削減の観点からの記載を追記した。	10.16-14	A
10.17 温室効果ガス等	ゼロカーボンシティ共同宣言の内容を追記した。	10.17-22	A
	施設の稼働における環境保全措置の内容を追記した。	10.17-23	A
第11章 環境の保全のための措置	温室効果ガス等の供用時における環境保全措置の内容を追記した。	11-11	A
第12章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価	温室効果ガス等の供用時における環境保全措置の内容を追記した。	12-30	A
第13章 事後調査の計画	工事中を対象とした大気質、水質を事後調査項目として選定した。	13-2	A
	大気質の事後調査方法等を追記した。	13-8	A
	水質の事後調査方法等を追記した。	13-10	A
	屋敷林を対象とした景観調査地点を追加する旨を追記した。	13-11	A

様式第5号(2)(第21条関係、第30条関係)

準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請書

令和5年8月9日

埼玉県知事 大野 元裕 様

都市計画決定権者の名称 日高市  
代表者 谷ヶ崎 照 雄

担当課所名 日高市都市整備部 市街地整備課

所在地 埼玉県日高市大字南平沢 1020

担当者職・氏名 主幹 安齊 聡

電話番号 042-989-2111

準備書の記載事項の内容の変更について、手続等を行わないことの承認を受けたいので、埼玉県環境影響評価条例施行規則第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例第21条第1項ただし書の規定により、変更内容検討書を添えて、次のとおり申請します。

都市計画対象事業の名称	川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業
行わない手続き	<input checked="" type="checkbox"/> 全部 ・ 一部 ( )
申請理由	準備書に対する知事意見等を踏まえ、各章の記載内容を修正するため。

変更内容検討書

令和5年8月9日

- 1 都市計画対象事業の名称  
川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業

2 変更の内容

変更の項目	変更内容		備考
	準備書の内容	評価書の内容	
第2章 都市計画の都市計画対象事業の目的及び概要			
2.6.2 進出予定企業の業種及び想定建築計画	別紙1参照	別紙1参照	評価書 p.2-7
2.6.3 造成計画	別紙2参照	別紙2参照	評価書 p.2-12
第8章 環境影響評価の調査項目及び調査方法			
8.3 項目選定の理由及び根拠	別紙3参照	別紙3参照	評価書 p.8-4
第10章 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果			
10.10 生態系	別紙4参照	別紙4参照	評価書 p.10.10-8
10.16 廃棄物等	別紙5参照	別紙5参照	評価書 p.10.16-13
	別紙6参照	別紙6参照	評価書 p.10.16-14
10.17 温室効果ガス等	別紙7参照	別紙7参照	評価書 p.10.17-22
	別紙8参照	別紙8参照	評価書 p.10.17-23
第11章 環境の保全のための措置			
11.1 予測・評価に際して講ずることとした環境の保全のための措置	別紙9参照	別紙9参照	評価書 p.11-11
第12章 都市計画対象事業の実施による環境の総合的な評価			
	別紙10参照	別紙10参照	評価書 p.12-30
第13章 事後調査の計画			
13.1.1 事後調査項目の選定	別紙11参照	別紙11参照	評価書 p.13-2
13.1.2 事後調査項目から除外する項目及びその理由	別紙12参照	別紙12参照	評価書 p.13-3
	別紙13参照	別紙13参照	評価書 p.13-5
13.2 調査方法等	別紙14参照	別紙14参照	評価書 p.13-8
	別紙15参照	別紙15参照	評価書 p.13-10
	別紙16参照	別紙16参照	評価書 p.13-11

3 変更の理由

準備書に対する知事意見等を踏まえ、各章の記載内容を修正するため。

4 変更後の関係地域

関係地域の変更はない。

5 変更後の環境影響評価の調査項目及び調査方法

別紙1~16のとおり。

## 別紙 1

### 【準備書の内容】

#### 2.6.2 進出予定企業の業種及び想定建築計画

本事業では、「旭ヶ丘松の台地区地区計画」を定める計画としており、令和5年度を目処に建築物等の用途制限を定める予定である。

現時点で想定されている地区計画の内容及び用途地域、並びに進出企業の業種は表 2.6-2(1)～(3)に、地区区分は図 2.6-2 に示すとおりであり、周辺環境を著しく悪化させる企業や危険物を多く取り扱う企業は誘致しない計画である。

また、進出予定企業の計画建物規模については図 2.6-3 に示すとおりであり、事業特性を踏まえ、工業地域（指定建ぺい率 60%、指定容積率 200%）の指定を前提に想定した。

### 【評価書の内容】

#### 2.6.2 進出予定企業の業種及び想定建築計画

本事業では、「旭ヶ丘松の台地区地区計画」を定める計画としており、令和5年度を目処に建築物等の用途制限を定める予定である。

現時点で想定されている地区計画の内容及び用途地域、並びに進出企業の業種は表 2.6-2(1)～(3)に、地区区分は図 2.6-2 に示すとおりであり、周辺環境を著しく悪化させる企業や危険物を多く取り扱う企業は誘致しない計画である。

また、進出予定企業の計画建物規模については図 2.6-3 に示すとおりであり、工業地域の指定（指定建ぺい率 60%、指定容積率 200%）を前提に、進出企業における使い勝手の良さを考え、平場で使用する面積を最大限確保できる建物を想定した。

### 【変更理由】

準備書に対する知事意見を踏まえ、景観や日照阻害等の予測条件となっている想定建物規模を設定する際の考え方を追記した。



別紙 2

【準備書の内容】

表 2.6-3 造成土工量

単位：m<sup>3</sup>

項目	土量
切土	約 112,980
盛土	約 140,080

【評価書の内容】

表 2.6-3 造成土工量

単位：m<sup>3</sup>

項目		土量
切土	粗造成	約 112,980
	構造物残土	約 27,100
	小計	約 140,080
盛土		約 140,080

【変更理由】

準備書に対する知事意見を踏まえ、計画区域内で土量バランスを図ることが一見して分かるようにするため、構造物残土量を追記した。

**別紙 3****【準備書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 8.3-1(2) 調査・予測・評価の項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由	
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在	計画区域内には既知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、隣接地に存在していることから影響を及ぼす可能性が考えられる。

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 8.3-1(2) 調査・予測・評価の項目として選定した理由

調査・予測・評価の項目		選定した理由	
史跡・文化財	埋蔵文化財	存在	計画区域内に埋蔵文化財が存在しており、造成地の存在に伴う、埋蔵文化財への影響が考えられる。

**【変更理由】**

調査・予測・評価項目として選定した理由が、計画区域内の現況と異なった内容となっていたため記載を修正した。

**別紙 4**

**【準備書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 10.10-4 着目種の生態等

着目種の観点	着目種	項目	生態等の内容
典型性	タヌキ (哺乳類)	一般生態	北海道から本州までの全域に分布する。郊外の住宅地周辺から山地まで広く生息し、親子あるいは家族が近い距離に集まり活動する。排泄物を特定の場所に集中させる。食性は鳥類、ノネズミ類などの小型動物、昆虫、野生果実などを餌とする雑食性である。

(生態等の出典)

タヌキ : 「侵入生物データベース タヌキ」(国立環境研究所ホームページ)

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 10.10-4 着目種の生態等

着目種の観点	着目種	項目	生態等の内容
典型性	タヌキ (哺乳類)	一般生態	<u>郊外の雑木林から山地の森林まで広く生息する。雑食性で果実、ドングリ、穀類や昆虫、ミミズなどをよく食べ、野ネズミ、鳥類、へび、カエル、サワガニ、魚なども捕食する。自分では穴を掘らず、昼間はアナグマの古巣、樹木の根本の洞、建物の床下などの巣で休む。</u>

(生態等の出典)

タヌキ : 「日本の哺乳類」(2002年、小宮輝之)

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、出典を変更し記載内容を変更するため。

## 別紙 5

### 【準備書の内容】

#### イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 19,251.7t、再資源化率は 28.7%と予測した。

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては適切に処理するよう指導していく。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

### 【評価書の内容】

#### イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う産業廃棄物の総排出量は 19,251.7t、再資源化率は 28.7%と予測した。

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別を徹底するとともに、再利用・再資源化の促進を図るとともに、再利用できない廃棄物に関しては、埼玉県環境部産業廃棄物指導課の指導のもと、適切に処理するよう要請していく。

また、温室効果ガス削減の観点からも、産業廃棄物の排出抑制や分別等に努めるよう要請していく。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

### 【変更理由】

準備書に対する知事意見等を踏まえ、埼玉県の産業廃棄物に関する指導部署及び温室効果ガス削減の観点からの記載を追記するため。

## 別紙 6

### 【準備書の内容】

#### イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の総排出量は、約 2,147kg/日と予測した。

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、日高市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理される予定である。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

### 【評価書の内容】

#### イ. 基準、目標等との整合の観点

施設の稼働に伴う事業系一般廃棄物の総排出量は、約 2,147kg/日と予測した。

施設の稼働に伴う廃棄物については、分別保管、分別排出を図るほか、処理にあたっては、日高市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者等に委託し、適正に処理される予定である。

また、温室効果ガス削減の観点から、廃棄物の排出抑制や分別等に努めるよう要請していく。

以上のことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年、法律第 137 号）、資源の有効利用の促進に関する法律（平成 3 年、法律第 48 号）の事業者及び建設業を営む者の責務等、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。

### 【変更理由】

準備書に対する知事意見等を踏まえ、温室効果ガス削減の観点からの記載を追記するため。

**別紙 7**

**【準備書の内容】**

記載無し

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 10.17-27(2) 整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準等
「ゼロカーボンシティ 共同宣言」（令和3年2 月）	<ul style="list-style-type: none"><li>・ <u>温室効果ガスの削減目標</u> 2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す</li><li>・ <u>地球温暖化対策に対する取り組み</u><ul style="list-style-type: none"><li>① <u>省エネルギー化の推進</u></li><li>② <u>再生可能エネルギーの利用・促進</u></li><li>③ <u>森林の整備・保全・活用</u></li></ul></li></ul>

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、ゼロカーボンシティ共同宣言の内容を追記するため。

別紙 8

【準備書の内容】

記載無し

【評価書の内容（該当箇所抜粋）】

表 10.17-28(1) 供用時の温室効果ガス等に対する環境保全措置

影響要因	影響	検討の視点	環境保全措置	措置の区分	実施主体
施設の稼働	温室効果ガス等の排出	排出量の削減	<u>進出企業に対し再生可能エネルギーの導入及び活用を要請する。</u>	低減	事業者 進出企業

【変更理由】

準備書に対する知事意見等を踏まえ、環境保全措置の内容を追記するため。

**別紙 9**

**【準備書の内容】**

記載無し

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 11.1-1(18) 環境の保全のための措置の検討結果の整理  
(温室効果ガス等)

環境要因	措置の内容	措置の区分	実施主体
施設の稼働	<u>進出企業に対し再生可能エネルギーの導入及び活用を要請する。</u>	低減	事業者 進出企業

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、環境保全措置の内容を追記するため。



**別紙 10**

**【準備書の内容】**

記載無し

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 12-1(31) 環境影響評価の概要

項目	予測・評価の概要
温室効果ガス等	【存在・供用時における温室効果ガス等の影響】 (1)回避・低減の観点 ・進出企業に対し再生可能エネルギーの導入及び活用を要請する。

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、環境保全措置の内容を追記するため。

**別紙 11****【準備書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 13.1-1 事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	事後調査項目の選定結果
大気質	工事	資材運搬車両の走行	×
水質	工事	造成等の工事	×

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

表 13.1-1 事後調査を実施する項目の選定結果

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	事後調査項目の選定結果
大気質	工事	資材運搬車両の走行	○
水質	工事	造成等の工事	○

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、事後調査項目を追加するため。

**別紙 12****【準備書の内容（該当箇所抜粋）】**

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
大気質	工事	資材運搬車両の走行	資材運搬車両の走行に伴い加算された将来予測濃度は環境基準を満足しており、予測の精度も確保されている。 また、工事期間中の影響は一時的なものであり、その影響は小さいと考えられる。よって事後調査項目より除外した。

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

記載を削除

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、事後調査項目として追加するため。

**別紙 13****【準備書の内容（該当箇所抜粋）】**

環境影響評価項目	環境影響の区分	環境要因	除外する理由
水質	工事	造成等の工事	造成等の工事に伴う濁水やアルカリ排水は、仮設沈砂池や仮設調整池の設置などの土砂流出対策を行う。 また、コンクリート製品はできる限り二次製品を使用するなど、アルカリ排水の排出抑制を行っていくことから、工事中における影響は小さいものと考えられる。よって、事後調査項目より除外した。

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

記載を削除

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、事後調査項目として追加するため。

## 別紙 14

### 【準備書の内容】

記載無し

### 【評価書の内容】

#### 13.2.1 大気質

##### (1) 調査内容

###### ① 大気質の状況

資材運搬車両の走行による大気質を調査項目とする。

###### ② 環境保全措置の実施状況

「第11章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

##### (2) 調査方法

測定方法は表13.2-1に示すとおりであり、現地調査により測定を行う。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

表13.2-1 測定方法

測定項目	測定方法
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号、平成8年改正）に定める方法
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号、平成8年改正）に定める方法

##### (3) 調査地域・地点

予測地点（No.2）と同様とする。

##### (4) 調査期間・頻度

資材運搬車両の走行台数が最大となる工事開始14ヶ月とし、調査期間・頻度は7日間連続（1週間連続）とする。

### 【変更理由】

準備書に対する知事意見等を踏まえ、事後調査項目として追加するため。

**別紙 15**

**【準備書の内容】**

記載無し

**【評価書の内容】**

**13.2.3 水質**

**(1) 調査内容**

**①水質の状況**

造成工事による浮遊物質量を調査項目とする。

**②環境保全措置の実施状況**

「第11章」に記載した環境保全措置のための措置の実施状況とする。

**(2) 調査方法**

測定方法は表13.2-3に示すとおりであり、現地調査により測定を行う。

環境保全措置の実施状況については、現地確認及び関係資料の整理による方法とする。

**表13.2-3 測定方法**

<u>測定項目</u>	<u>測定方法</u>
<u>浮遊物質量</u>	<u>昭和46年環境庁告示第59号付表9(平成31年改正) GFPろ過-重量法</u>

**(3) 調査地域・地点**

仮設沈砂池内とする。

**(4) 調査期間・頻度**

調査時期は造成工事中とし、調査期間・頻度は降雨時1回とする。

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、事後調査項目として追加するため。

**別紙 16**

**【準備書の内容（該当箇所抜粋）】**

**(3) 調査地域・地点**

予測地点と同様とする。

**【評価書の内容（該当箇所抜粋）】**

**(3) 調査地域・地点**

予測地点と同様とする。

なお、知事意見の内容を勘案し、計画区域内に存在する屋敷林が視認できる地点を1地点追加する。

**【変更理由】**

準備書に対する知事意見等を踏まえ、事後調査地点を追加するため。

指令環政第315号

日高市

令和5年8月9日付けで申請のあった川越都市計画事業旭ヶ丘松の台土地区画整理事業に係る準備書記載事項変更に係る手続等免除承認申請については、埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成7年規則第98号）第30条第2項の規定により読み替えて適用される埼玉県環境影響評価条例（平成6年条例第61号）第21条第1項のただし書きの規定により、準備書記載事項変更に係る手続等の全部を行わないことを承認します。

令和5年8月25日

埼玉県知事 大野 元 裕

